

大韓民国向けに水産物の輸出業を営む申立会社について、大韓民国による水産物の輸入禁止措置により禁止対象地域産の水産物輸出が困難となったこと等の事情を考慮し、平成26年3月分から同年12月分までの逸失利益（事故の影響割合40%）が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X株式会社（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

#### 記

|      |                              |
|------|------------------------------|
| 損害項目 | 営業損害（逸失利益）                   |
| 期 間  | 自 平成26年3月1日<br>至 平成26年12月31日 |

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、金351万4212円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年12月9日

（仲介委員 緑川由香）